

第 25 号議案 長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて . . . 1	1
2 長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例の概要 2	2
3 長崎市市民活動センター条例新旧対照表 3	3

1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。

75 条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税については、消費税 5% の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

2 長崎市市民活動センター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため長崎市市民活動センターの利用料金の基準とする額を改定しようとするもの。

(2) 改正の内容

(参考)

区分		現行	改正案	平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
事務室 (1月につき)	1	10,182円	10,371円	12件	2,268円
	2	12,034円	12,257円	12件	2,676円
	3	12,960円	13,200円	12件	2,880円
	4	13,885円	14,142円	12件	3,084円
	5	14,811円	15,085円	12件	3,288円
会議室(1時間につき)		102円	104円	886件	1,772円
ロッカー (1月につき)	大型	514円	523円	12件	108円
	小型	308円	314円	12件	72円
合計				970件	16,148円

(3) 施行期日

平成31年10月1日

3 長崎市市民活動センター条例新旧対照表

現 行			改正後（案）																																																		
<p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事務室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1月につき <u>10,182</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1月につき <u>12,034</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1月につき <u>12,960</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1月につき <u>13,885</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1月につき <u>14,811</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室</td> <td>1時間につき <u>102</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロッカー</td> <td>大型</td> <td>1月につき <u>514</u></td> </tr> <tr> <td>小型</td> <td>1月につき <u>308</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			区 分		金額	事務室		円	1	1月につき <u>10,182</u>	2	1月につき <u>12,034</u>	3	1月につき <u>12,960</u>	4	1月につき <u>13,885</u>	5	1月につき <u>14,811</u>	会議室		1時間につき <u>102</u>	ロッカー	大型	1月につき <u>514</u>	小型	1月につき <u>308</u>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 改正後の長崎市市民活動センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受ける者の利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">事務室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1月につき <u>10,371</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1月につき <u>12,257</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1月につき <u>13,200</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1月につき <u>14,142</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1月につき <u>15,085</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室</td> <td>1時間につき <u>104</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ロッカー</td> <td>大型</td> <td>1月につき <u>523</u></td> </tr> <tr> <td>小型</td> <td>1月につき <u>314</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>			区 分		金額	事務室		円	1	1月につき <u>10,371</u>	2	1月につき <u>12,257</u>	3	1月につき <u>13,200</u>	4	1月につき <u>14,142</u>	5	1月につき <u>15,085</u>	会議室		1時間につき <u>104</u>	ロッカー	大型	1月につき <u>523</u>	小型	1月につき <u>314</u>
			区 分		金額																																																
事務室		円																																																			
	1	1月につき <u>10,182</u>																																																			
	2	1月につき <u>12,034</u>																																																			
	3	1月につき <u>12,960</u>																																																			
	4	1月につき <u>13,885</u>																																																			
5	1月につき <u>14,811</u>																																																				
会議室		1時間につき <u>102</u>																																																			
ロッカー	大型	1月につき <u>514</u>																																																			
	小型	1月につき <u>308</u>																																																			
区 分		金額																																																			
事務室		円																																																			
	1	1月につき <u>10,371</u>																																																			
	2	1月につき <u>12,257</u>																																																			
	3	1月につき <u>13,200</u>																																																			
	4	1月につき <u>14,142</u>																																																			
5	1月につき <u>15,085</u>																																																				
会議室		1時間につき <u>104</u>																																																			
ロッカー	大型	1月につき <u>523</u>																																																			
	小型	1月につき <u>314</u>																																																			